

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

〔平成25年6月26日〕
農林水産大臣公表
令和元年10月15日一部変更

前文

- 1 豚コレラは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 我が国においては、かつて、豚コレラは全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）の規約に定める豚コレラ清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。
- 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年振りに豚コレラが発生し、令和元年10月1日現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県及び長野県の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場において45例の発生が確認されており、清浄国のステータスは一時停止中である。また、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。
- 4 野生いのししにおける感染拡大については、「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年8月8日農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）において、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。このため、行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体が連携して、野生いのししの個体数の削減、経口ワクチンの散布等の野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させる必要がある。
- 5 また、豚コレラの豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、上述の中間取りまとめにおいても豚コレラの推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することの重要性が指摘されている。アフリカ豚コレラのアジアにおける感染の拡大を念頭に置くと、飼養衛生管理の水準を更に高め、遵守のための指導を徹底することが必要である。
- 6 さらに、中間取りまとめでは、豚等から分離された豚コレラウイルスについて、中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスであると推定されており、このことから、

国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚コレラウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

- 7 なお、本指針については、豚コレラの発生の状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 豚コレラの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚コレラウイルスの侵入を防止するため、水際における検疫措置を徹底する。
- 3 豚等の所有者において重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚コレラが疑われる場合の届出の習慣化・確実な実行、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行い、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚コレラに関する研究を推進する。
- (2) 都道府県は、発生時に備えた準備を行うとともに、特に次の点に留意して、豚コレラの発生予防を徹底する。
 - ① 豚等の所有者による飼養衛生管理基準の遵守状況を、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4に基づく定期の報告はもとより、その他の機会も活用し的確に把握する。
 - ② ①の結果、従前の発生事案に係る疫学調査において指摘された項目等に照らして、遵守の状況に不十分な点があること等を確認した場合は、その改善又は是正のため、法第12条の5及び第12条の6に基づく豚等の所有者への指導及び助言、勧告、命令等の必要な措置を確実に実施する。
 - ③ ②により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況を立入り等によって確認する。状況の確認によってもなお、不十分な点が確認される場合は、②により必要な措置を更に実施する。
 - ④ ②又は③により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況も含め、遅滞なく農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。なお、報告を受けた動物衛生課は、法第12条の7に基づき、報告を受けた事項について都道府県ごとに整理の上、農林水産省ウェブサイト公表し、必要に応じて都道府県の実施した措置について検証を行う。

【留意事項1】都道府県による指導及び助言、勧告、命令等

- 1 家畜防疫員は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等の結果、

家畜の所有者の不遵守を確認した場合には、遅滞なく、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うことを文書にて指導する。

また、5に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

- 2 家畜防疫員は、法第12条の5に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう指導及び助言を行う。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて指導及び助言する。また、5に定める期間経過後、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

- 3 2により法第12条の5に基づく指導及び助言をした場合において、5に定める期間内に家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第12条の6第1項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて勧告する。

また、5に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

- 4 3の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第12条の6第2項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、当該期間経過後、速やかに、勧告に係る措置がとられていることを確認すること。

- 5 1から4の場合の確認を行うまでの期間は、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されるために必要と客観的に認められる期間とする。

3及び4の場合の確認を行うまでの期間は、原則として2週間とし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、2週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間を定めることとする。

- 6 上記の場合の改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等その他都道府県知事が適切と認める方法による。また、3及び4の場合の改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等による。

- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う豚等の所有者への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。

- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期収束を図ることが重要であり、特に第5の2に基づき患畜又は疑似患畜が確認された農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第 58 条から第 60 条の 2 までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第 60 条の 3 では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第 6 の 2 の（1）の防疫方針をいう。以下同じ。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。
- (2) 都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第 12 の 1 に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

5 また、本病の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確に豚コレラの浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、野生いのししの豚コレラ対策に万全を期す。

- (1) 国は、野生いのししにおける豚コレラの浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、（1）の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。

6 なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第 3 条の 2 第 2 項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2－1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やOIE等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、海外からの旅行者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 豚コレラの特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、豚コレラウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚コレラの発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（偶蹄類の肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、豚コレラウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。
- (4) 食品残さを介した豚コレラウイルスの野生いのししへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設等におけるごみの放置禁止、ごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、関係省庁と連携して推進する。
- (5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。
- (6) 必要に応じ、全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

2 都道府県の取組

- (1) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (2) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応

じて指導及び助言する。

- (3) 飼料販売業者、死亡獣畜運搬業者等の農場の関係事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、と畜場、化製処理施設等の家畜取扱施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (4) 発生時に移動制限区域（第9の1の（1）に規定する移動制限区域をいう。）内の農場等を直ちに特定できるよう、豚等の農場ごとに、豚コレラが発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (5) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。
- (6) 豚等の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。
 - ① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
 - ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。
 - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。
- (7) 豚等の所有者に対して、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては、豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

【留意事項2】畜産物を含む食品残さの適切な処理

偶蹄類の肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さの処理は、次に掲げるいずれかの方法による。ただし、当該食品残さの原材料が既に同等の条件で処理され、その後、汚染のおそれのない工程を経て給与されていることが確認される場合には、この限りでない。

- 1 70℃、30分以上の加熱処理
- 2 80℃、3分以上の加熱処理

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 2に規定する都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。
- (2) 感染拡大の防止のためにワクチン接種の実施が必要となったときに備え、十分な量のワクチンの確保が図られるよう必要な措置を講ずる。
- (3) 発生時に各種検査に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。

2 都道府県の取組

- (1) 豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、豚等の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

【留意事項3】野生動物対策に係る連携・協力体制の整備

特に発生時には、野生いのししを介したウイルスの拡散防止対策及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組もを通じ、都道府県の家畜衛生担当部局及び野生生物担当部局等を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

(3) 発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。

また、家畜市場やと畜場といった家畜集合施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

(4) 発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

(5) 近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚コレラの発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

(6) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

(1) 2に規定する都道府県の取組に協力する。

(2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第3-1 浸潤状況を確認するための調査

1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、原則として年1回、法第51条第1項の規定に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、本病には明瞭な臨床症状を呈さないウイルス株があることを念頭に、臨床検査により第4の2の（3）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

2 抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

【留意事項4】抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

1 調査対象となる豚等は、ワクチン非接種農場で飼養されている全ての豚等とし、調査農場及び調査対象となる豚等は、無作為に抽出する。

2 95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数については、次に掲げる表により年間の抽出戸数を決定する。

都道府県内農場戸数	抽出戸数
1～18戸	全戸
19～25戸	19戸
26～34戸	26戸
35～49戸	35戸
50～100戸	45戸
101戸以上	55戸

3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域内の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各豚舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。

4 採血する際は、後日、採血した個体が識別できるように、当該豚等をスプレーでマークする等の措置を講じる。

【留意事項5】種豚の抗体保有状況調査

種豚の抗体保有状況調査において、種畜検査が実施される豚については、当該種畜検査で実施された抗体検査の結果に代えても差し支えない。

3 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚コレラの抗原検査及び血清抗体検査並びにアフリカ豚コレラの抗原検査を実施する。

【留意事項6】病性鑑定材料を用いた調査における豚コレラの検査方法

豚等の病性鑑定材料を用いた調査における検査方法は以下のとおりとし、実施に当たっては、別紙1「豚コレラの診断マニュアル」を参考とする。

- 1 抗原検査
PCR検査、蛍光抗体法及びウイルス分離
- 2 血清抗体検査
エリザ法又は中和試験

4 野生いのししの調査

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、野生いのししから検体を収集し、豚コレラウイルス及びアフリカ豚コレラウイルスの有無を調査する。

【留意事項7】野生いのししの豚コレラ検査に用いる検体及び方法

原則として、捕獲いのししの場合は血清、死亡いのししの場合は血清（血液を採取できた場合に限る。）、脾臓、腎臓又は扁桃を用いてPCR検査を実施すること。また、血液が採取できた場合は、可能な限り、血清を用いてエリザ検査を実施すること。なお、実施に当たっては、実験室内における交差汚染防止対策を徹底の上、別紙1「豚コレラの診断マニュアル」に準じて実施する。

5 調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、1から4までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚コレラウイルス又はアフリカ豚コレラウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

6 1から4までの調査等を行う調査員の遵守事項

(1) 1から3までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第5の1の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

(2) 4の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
- ② 入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
- ③ 帰宅後は、入浴して体を十分に洗うこと。

第3-2 野生いのししの捕獲の強化・経口ワクチンの散布

第3-1の4の調査の結果を踏まえ、国及び都道府県は、野生いのししの捕獲の強化を推進するとともに、国は、経口ワクチンの散布を含む野生いのしし対策の有効性評価に基づき、野生いのししの感染拡大時の経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、決定する。

【留意事項8】野生いのししに対する経口ワクチンの散布

農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）は、経口ワクチンの散布を計画的かつ効果的に実施するため、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、散布に当たり「豚コレラ経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」を策定する。また、都道府県は、当該指針を踏まえ、散布を実施する。

第3-3 予防的ワクチン（法第6条）

1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

(1) 豚コレラのワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来すおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

(2) 農林水産省は、野生いのししにおける豚コレラ感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められ

る場合には、都道府県知事による法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。

- (3) 国及び都道府県は、ワクチン接種した豚等の安全性について、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行う。

2 接種区域

(1) ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚コレラ感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）を考慮し、豚コレラウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚コレラ感染いのしし」という。）から豚等への豚コレラ感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

【留意事項9】 ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、防疫指針第3-3の2(1)のワクチン接種推奨地域を設定した場合は、関係する都道府県宛て別途通知する。また、防疫指針第3-3の3の(2)によりワクチン接種推奨地域の見直しを行った際も、同様とする。

(2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚コレラ感染いのししから豚等への豚コレラの感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

- ① 接種命令を実施する区域（以下「接種区域」という。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方
- ② 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期
- ③ 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み
- ④ 接種区域内における農場の接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）
- ⑤ 法第7条に基づく標識の方法
- ⑥ 接種農場の出荷先となると畜場
- ⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項
- ⑧ 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制
- ⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

【留意事項10】 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次の内容を踏まえて別記様式1により作成する。また、当該プログラムは少なくとも半年ごとに更新する。

1 接種命令の対象とする区域の範囲及び当該区域の設定の考え方

法第6条の命令の対象となる区域は、防疫指針第3-3のワクチン接種プログラムの対象区域となるが、当該対象区域については、接種区域と非接種区域が混在しないよう面的に接種するよう設定し、野生いのししの感染が認められる都道府県内の一部を接種区域として設定する場合、豚等の飼養場所の密度が高い地域を分断する区域の設定を行うことは避け、対象区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

2 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期

初回接種終了予定時期は、都道府県内の接種対象区域のすべての農場で1回目の接種が終了する予定時期とする。

3 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み

接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込みは、ワクチン接種プログラムの開始年にあつては、プログラム開始時から年度末まで、それ以降の年は年度当初から年度末までの接種見込み頭数及び必要となるワクチンの数量を1か月毎に見積もることとする。

4 接種区域内における農場のワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）

接種対象区域におけるワクチン接種の進め方については、農場毎の接種予定が明らかになるよう計画し、新たに出生した豚へのワクチン接種は、ワクチンの用法・用量に従い計画的に実施するものとする。また、従事する家畜防疫員の人数については、県内及び他県への依頼ごとに区分し、明示するものとする。

5 法第7条に基づく標識の方法

接種豚については、農場内では台帳で把握することで差し支えないが、農場から移動する際には、法第7条及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第13条に基づき、英字の「V」を接種豚の背中に記すこととされており、これを確実に実施する。また、接種対象区域以外の農場等で当該標識を付した豚等を確認した場合には、当該豚等を確認した者は、直ちに、家畜保健衛生所に連絡し、連絡を受けた家畜保健衛生所は、当該豚の導入の経緯等を確認するとともに、防疫指針第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合として当該豚等を監視対象として対応する。

6 接種農場の出荷先となると畜場

法第6条の命令の対象の区域を定めるに当たっては、都道府県は予め、当該区域内における飼養頭数、飼養農場の豚の移動先（出荷農場、出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、出荷元となる都道府県は、と畜場の所在する都道府県に交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

7 ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

予防的ワクチン接種を行う都道府県は、都道府県の状況に応じたワクチン接種に係る正確な情報提供を行うこととし、生産者団体等へのワクチン接種に関する説明会の実施、都道府県のウェブサイトの活用、パンフレットの作成・配付、都道府県の広報誌の活用等について明示する。また、生産者や獣医師に対し、説明会等を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等について説明し、接種後に必要となる措置について明示する。

8 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

接種区域における遵守事項の実施の担保する体制については、家畜防疫員がワクチン接種の際に確認する遵守事項、豚等の移動等に際して確認する遵守事項の内容等について明示する。

9 その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

ワクチン接種に当たり講じる措置の内容として、防疫指針第3-3の6(1)のワクチン接種の有効性等の確認、その他講じる措置について明示するものとする。

(3) 農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

(4) 都道府県知事による接種区域の設定

① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第8条に基づき、接種区域を設定することができる。

② 都道府県知事は、①により接種区域を設定するに当たっては、当該都道府県の区域内における(1)①及び②の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象することが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種農場と非接種農場の接触面が最小なるよう設定しなければならない。

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、接種命令を行う場合には、法第50条に基づき、豚コレラワクチンの使用の許可を行う。

3 ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

(1) ワクチン接種推奨地域の見直し

農林水産省は、国内における豚コレラの発生状況や豚コレラ感染のししの確認

状況等に応じ、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、随時ワクチン接種推奨地域の範囲を見直す。

(2) 都道府県による設定の見直し

都道府県は、(1)の接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には2(2)に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

【留意事項 11】 接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

都道府県によるワクチン接種の区域の設定の見直しは、農林水産省により設定されるワクチン接種推奨地域が、当該都道府県の一部に限られた場合又は当該都道府県がワクチン接種推奨地域から外れた場合に適用される。

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

【留意事項 12】 高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

都道府県は、ワクチン接種区域内に所在する施設のうち、次の要件を満たしている場合は、動物衛生課協議の上で、高度な隔離・監視下にある豚等として、ワクチンの接種対象から除外することができる。

なお、当該施設は試験・研究用に供する豚のみを生産しており、当該施設から試験・研究用の施設以外に豚が移動しないことを確認することとする。

1 施設及び衛生管理の要件

都道府県は、当該施設及び衛生管理について、動物衛生課と連携し、原則として、当該施設に立入り、また、書面及び画像等により状況を確認すること。

(1) 主な施設の要件

- ① フィルターを備えた空調・換気設備が整備され、閉鎖系の施設であること。
- ② 豚等を飼養している区域が周囲より陽圧の環境であること。
- ③ 資材、器具等を搬入する際に使用するパスボックスが整備されていること。
- ④ 豚等の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策を徹底していること。
- ⑤ 施設の出入口に車両消毒設備が整備されていること。

- ⑥ シャワー室が整備されていること。
- ⑦ 豚等の死体の処理施設（焼却施設や保管庫を含む。）が整備されていること。
- ⑧ 糞尿処理施設（たい肥舎を含む。）が整備されていること。
- ⑨ 当該施設専用の資材・重機等が整備されていること。
- ⑩ 導入豚の隔離施設が整備されていること（導入がない場合を除く。）。
- ⑪ 施設のバイオセキュリティが維持されるよう、施設の定期的な点検及び必要に応じた補修を実施し、これらの実施内容が記録・保管されていること。

（２）主な飼養衛生管理等の要件

- ① 試験・研究用の豚のみを飼養しており、他の用途の豚を飼養していないこと。
- ② 施設への入退場の手順、豚を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（SOP）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それら作業について記録されていること。
- ③ 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用していること。
- ④ 関係者以外の者が衛生管理区域に侵入しないこと。
- ⑤ 施設内への入退場について、シャワーイン・シャワーアウトが徹底されていること。
- ⑥ 飼養に携わる者（管理者を含む。）が畜産関連施設に立ち入っていないこと。
- ⑦ 飼料の供給の際、飼料会社の従業員等が衛生管理区域内に直接侵入しないこと。
- ⑧ 飼料について、滅菌されていること又は病原体が含まれていないことが確認されていること。
- ⑨ 豚等に給与する水は、消毒されていること又は病原体が含まれないことが確認されていること。
- ⑩ 豚等の死体は、専用施設で適切に処理され、同居豚や野生動物と接触しないことが確認されていること。
- ⑪ 糞尿が、専用の施設で適切に処理され、野生動物との接触がないことが確認されていること。
- ⑫ ワクチン接種区域からの豚等の導入がされていないこと（ワクチン接種区域内の高度な隔離・監視下にある豚等を除く。）。

２ 定期的な検査の要件

飼養されている豚を定期的にモニタリング検査し、その結果について記録・保管していること。

（１）検査方法

３か月に１回、臨床検査、PCR 検査及びエライザ検査を実施する。

(2) 検体及び検体数

検体は血清とする。

検体数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数として、少なくとも30頭以上（ただし、各豚舎から5頭以上を無作為に抽出すること。）とする。

3 確認事項

次のとおり、移動先の施設において厳格な交差汚染防止対策が実施されていることを確認する。

- (1) 移動先の施設が、試験・研究用の豚のみを飼養しており、他の用途の豚を飼養していないこと。
- (2) 移動先の施設に豚を搬入する際に、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。
- (3) 移動先の施設で利用した豚は、焼却等によりウイルスが完全に死滅されていること。
- (4) 焼却後の残さは医療用廃棄物又は産業廃棄物として処理され、豚等の飼料等にならないよう適切に処理されていること。

【留意事項13】 豚コレラワクチンの用法・用量について

豚コレラワクチンは用法・用量に従い使用すること。

また、繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む）等6か月以上飼養する豚等については、初回接種から6か月後に1回、その後は1年に1回追加接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回とすることが推奨されている。

なお、移行抗体の影響を踏まえワクチンを接種しなかった哺乳豚は、当該哺乳豚の母豚を除くその他のワクチン接種豚等との接触をさけ、次のワクチン接種の際に、必ず接種すること。

【留意事項14】 初回接種の例外について

1 ワクチン接種の除外について

初回接種においてワクチン接種農場に次に掲げる豚等がいる場合は、ワクチンの接種対象から除くことができる。

- (1) と畜場法に基づく厚生労働省の指導（「と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（昭和47年6月20日付け環乳第52号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）に基づき、ワクチン接種日から20日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等
- (2) 哺乳豚

2 初回接種において接種除外の豚等が存在する農場の対応

初回接種において接種の対象外の豚等が存在する農場については、1の（1）の豚等については出荷が終了するまでの間、1の（2）の豚等についてはワクチンの接種が終了するまでの間、それぞれワクチン非接種農場で野生いのししの陽性事例が確認された場合と同様に、別紙3「豚コレラ対策における野生いのしし対策マニュアル」に基づく報告徴求等の措置を継続する。

5 接種区域における遵守事項

（1）飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度都道府県に届出を行う。

（2）ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき確実に標識を付す。

【留意事項15】 ワクチン接種時の豚の健康状態の確認等

- （1）家畜防疫員は、ワクチン接種時に接種対象となる豚の健康状態を確認し実施する。
- （2）家畜防疫員は、ワクチン接種農場に対し、当該農場に立入った家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両等の畜産関係車両に対し消毒を徹底するよう指導する。

【留意事項16】 ワクチン等の管理

都道府県は、ワクチンについては適切に保管するとともに、数量の管理及び記録を行う。また、接種時に用いた注射針やシリンジ等の資材及びワクチンのビン接種後全て回収し、家畜保健衛生所に持ち帰り消毒、焼却等により適切に処理を行う。開封済みワクチン等にあつては、消毒、焼却等により適切に処理を行う。

（3）豚等の管理

接種農場は、（1）の届出に従いワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚コレラワクチンの接種歴を記録する。

【留意事項 17】 豚等の導入時の取扱い

接種農場において、非接種農場の豚を導入した場合は、導入後直ちにワクチンを接種するとともに、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

(4) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚コレラウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(5)に定めるところにより実施する。

- ① 生きた豚等
- ② 当該農場で採取された精液及び受精卵（ワクチン接種前に採取され区分管理されていたものを除く。）
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等
- ⑤ 敷料
- ⑥ 飼料、家畜飼養器具

(5) 移動の管理の方法

- ① 生きた豚等（と畜場出荷を除く。）、精液、受精卵、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

【留意事項 18】 接種区域内の豚の移動

接種区域内において、他の農場への飼養豚を移動させる場合は、出荷前日に出荷予定豚の臨床症状を確認するとともに、移動先の農場では、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

- ② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。
 - ア 飼養されている豚等に臨床的に異状がないこと
 - イ 接種区域外の焼却施設その他移動先の施設において、豚コレラウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること
 - ウ 当該移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等豚コレラウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、接種農場が

所在する都道府県により確認されていること

【留意事項 19】接種区域外への豚の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具等の移動

- 1 接種区域外への焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具等の接種区域外への焼却施設その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。
 - (1) 豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具等の焼却、埋却、化製処理又は消毒のための移動
 - ① 豚等の死体については、豚コレラの疑いがないものに限り移動を可能とし、豚コレラを疑う症状を示した豚を確認した場合には、速やかに都道府県に連絡する。
 - ② 移動前に、当該農場の豚等に異状がないか確認する。
 - ③ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ⑤ 接種区域外の通行は、原則として、他の農場の付近の通行を避ける。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ マニフェストについて、確実に保管する。
 - (2) 接種区域外の焼却施設その他必要な施設においては、これを行う施設において、次の措置を講ずる。
 - ① 運搬車両による処理対象物品の搬入の動線と、焼却等処理後の製品の搬出の動線が交差しないように設定することとし、これが困難な場合には、搬出車両の消毒の徹底を行うこととする。
 - ② 処理対象物品の置場を焼却等処理後の製品の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- 2 なお、堆肥の完熟処理等により 60℃、30 分以上の加熱処理等が行われた排せつ物は、当該農場における交差汚染防止措置の実施が確認されることを条件に、当該農場から接種区域外への持ち出しを行うことができる。

- ③ 生きた豚のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。
- ④ 生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、

当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止の実施の確認を要請する。

6 接種農場の監視

(1) 接種農場のワクチン接種の免疫付与状況等の確認

都道府県は、ワクチンの免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について必要な検査を実施する。

【留意事項 20】 接種農場の免疫付与状況等確認検査

1 接種農場の検査の実施及び実施体制

都道府県は、全てのワクチン接種農場の免疫付与状況を確認するため、ワクチン接種後4週間以上経過した個体を対象に、原則として、初回接種後概ね4週間以上を経過した後、その後は6か月毎に抗体検査（エライザ検査）を実施する。

また、野外ウイルスの侵入状況を確認するため、当該農場において飼養豚に豚コレラを疑う異状が確認された場合は、遺伝子検査（PCR 検査）を実施する。

2 検体数等

家畜防疫員は、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、少なくとも30頭（原則として、各豚舎から5頭以上。）を無作為に抽出し、血液・血清を採取する。

3 ワクチンによる免疫付与が十分でない豚が確認された場合の取扱い

都道府県は、1の検査により、ワクチンの免疫付与が十分ではない豚が認められた場合、当該豚にワクチン接種を行うとともに、肥育豚であれば当該豚の同腹豚にワクチンの追加接種を行うものとする。

4 報告

都道府県は、当該検査を実施した場合は検査結果について、別記様式2により動物衛生課に報告する。

(2) 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、必要な検査を受ける。

【留意事項 21】 ワクチン接種豚のと畜場又は他の農場への出荷の際の確認等

1 接種農場の豚等をと畜場へ出荷する場合又は接種区域内の他の農場へ移動させる場合は、管理獣医師や所有者（管理者を含む。）による臨床症状の確認を行い、飼

養豚に豚コレラを疑う異状が確認された場合には、体温測定を行った上、速やかに都道府県に連絡を行う。連絡を受けた都道府県は、当該農場へ立入検査を行い、当該豚等の臨床検査、体温測定を行うとともに、必要な材料を採取し、以下の検査を実施する。実施する検査

- (1) 血液検査（白血球数測定）
- (2) 遺伝子検査（PCR 検査）

2 豚等の移動時には、原則として次の措置を講じる。

- (1) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (2) 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。
- (3) 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。
- (4) 他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (5) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (6) 移動経過を記録し、保管する。

7 と畜場における交差汚染防止対策の実施

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、出荷元となる農場の所在する都道府県からの要請を受け、と畜場の所在する都道府県が、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行うものとし、この確認が行われない場合には、接種農場からの生きた豚等の移動を認めないものとする。

なお、適切に交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、ワクチン接種したことのみを理由をもって、接種豚の搬入を拒んではならない。

- (1) 車両消毒設備が整備されていること
- (2) 生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること
- (3) 定期的に清掃・消毒が行われていること
- (4) 車両の出入り時の消毒が徹底されていること
- (5) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること

【留意事項 22】と畜場における交差汚染防止対策の実施

防疫指針第 3-3 の 7 により、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、ワクチン接種プログラムが少なくとも半年ごとに更新されることを踏まえ、少なくとも半年に 1 回は、都道府県が

確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

1 車両消毒設備の整備

と畜場の出入口及び消毒を実施する場所には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等が整備されており、各車両の消毒が徹底されていることを確認すること。

2 生体受け入れ施設の区別

生体受け入れ施設は施設内の他の場所と明確に区別され、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬入前後に必ず実施すること。

3 定期的な清掃・消毒の実施

(1) 原則として、ワクチン接種農場から搬入する車両が、ワクチン非接種農場から搬入する車両と動線が交差しないこと。また、牛など他の家畜も含む荷下ろし等の作業において、作業員が原因となった車両の交差汚染が生じないように、作業員の動線についても注意すること。なお、施設の構造等によりやむを得ず、荷下ろし等の作業において交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、車両及び作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒することとし、その対策について、5に掲げる衛生管理マニュアルに記載すること。

(2) 接種豚を搬入した車両の敷料等の積載物は、消石灰と混合する等消毒も行う又は可能な限り非接種農場のものと区別する等他の車両等の汚染源とならないよう適切に処理・管理し、積載物を下ろした後は荷台を含め車両全体を洗浄・消毒し、当該消毒を実施する場所についても、適宜、洗浄・消毒すること。

4 車両の出入り時の消毒の徹底

と畜場内へ入場するワクチン接種農場から搬入する車両はもとより、ワクチン非接種農場から搬入する車両や肉等を搬出する車両等を含めたすべての車両について、入場時、交差汚染の可能性がある場所での作業終了後の車両の消毒を徹底すること。また、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図ること。

5 衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、1から4の管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止が講じられているかについて、と畜場の管理者等が確認と記録を行うこと。

6 その他

(1) 車両の運転手がと畜場内において作業する場合には、農場で使用する長靴の使

用を避け、専用の長靴を使用すること。また、作業後、直ちに長靴等を洗淨・消毒し、と畜場外では使用しないよう指導すること。

- (2) 接種区域からの豚の受け入れ専用日時を設定することが有効であることから、専用日時の設定について可能な限り調整を図ること。

8 接種農場における防疫措置等

接種農場において、患畜又は疑似患畜が確認された場合におけるまん延防止措置については、第3章により実施することを基本とするが、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、第9の1による制限区域の設定等について必要な措置を講じる。

【留意事項 23】 ワクチン接種農場で豚コレラが発生した場合の制限区域の設定について

ワクチン接種地域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合は、制限区域は設定しない。ただし、第9で設定する制限区域の範囲内にワクチン非接種地域が含まれた場合には、当該非接種地域に対して設定する。

9 ワクチン接種の終了

都道府県は、早期にワクチン接種を終了するよう野生いのしし対策及び農場のバイオセキュリティの向上を推進する。また、農林水産省が設定するワクチン接種推奨地域に含まれなくなった都道府県は、ワクチン接種を終了するものとする。

10 接種実績の報告

都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況及び実施の結果を法第12条の2に基づき農林水産省に報告する。

【留意事項 24】 ワクチン接種実績の報告

都道府県知事は、法第12条の2に基づき農林水産省にワクチン接種の実施状況を報告するとともに、都道府県は、以下の内容については、月毎にとりまとめ、別記様式3により翌月5日までに農林水産省動物衛生課宛て報告する。なお、必要に応じ、動物衛生課は追加の報告を求める場合がある。

- 1 県内のワクチンの数量（県による購入数量、使用数量、接種数量、廃棄量）
- 2 ワクチン接種農場の戸数

11 ワクチンに関する研究等

農林水産省は、ワクチンの開発、利用等について、更に研究・検討を進める。

第3章 まん延防止対策

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 豚等の所有者等から届出を受けたとき等の対応

都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から、異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。なお、豚等の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様とする。

【留意事項 25】 異常豚の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課から、動物衛生課への報告は、別記様式4による。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

【留意事項 26】 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ等）、白布（消毒薬に浸し、その上に3の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等
- 3 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等））、アルコール綿、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、カラースプレー、ビニールシート等
- 4 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 5 消毒用器材：バケツ、消毒薬、消毒噴霧器等
- 6 その他：ガムテープ、ビニールテープ、カッター、ハサミ、ビニール袋、着替え、食料品等

【留意事項 27】 都道府県が行う指導に関する事項

1 豚等の所有者から届出があった場合

- (1) 豚等以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 当該農場の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

- (3) 農場の出入口を原則 1 か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。豚等の所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (5) 豚コレラ又はアフリカ豚コレラを疑う症状が確認された豚等（以下「異常豚」という。）及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。

2 獣医師から届出があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(5)までの豚コレラウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 豚コレラと判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

3 家畜市場から届出があった場合

- (1) 豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が豚コレラの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの助言及び指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定するこ

と。

- (8) 豚コレラと判明した場合には、市場入場者は、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

4 と畜場から届出があった場合

- (1) 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下（4）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 豚コレラと判明した場合には、と畜場入場者は、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（当該農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

2 都道府県による臨床検査

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。
- (2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。
- (3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚の写真、症状、同居

する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。
- ② 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
 - ア 摂氏 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
 - イ 便秘、下痢
 - ウ 結膜炎（目やに）
 - エ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - カ 流死産等の異常産の発生
 - キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
- ④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個/ μ l 未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

【留意事項 28】死亡の理由が豚コレラ以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

豚等の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね一週間程度）は、死亡豚の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

3 農場等における措置

（１）都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

- ① 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚コレラウイルス若しくはアフリカ豚コレラウ

イルスの感染が疑われる豚等とともに家畜保健衛生所に運搬する。

- ② 家畜保健衛生所において当該豚等の死体又は豚コレラウイルス若しくはアフリカ豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等から、病性鑑定（豚コレラ及び類症鑑別）に必要な検体（扁桃、腎臓及び脾臓を必ず含める。）を採材する。
 - ③ 法第 32 条第 1 項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた豚等
 - イ 採取された精液及び受精卵
 - ウ 豚等の死体
 - エ 豚等の排せつ物等
 - オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
 - ④ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
 - ⑤ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
- (2) 都道府県は、2 の（3）により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去 28 日間における次の疫学情報を収集し、第 5 の 2 の（2）の疑似患畜及び第 12 の 1 の（2）の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
- ① 豚等の移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲
 - ア 獣医師及び家畜人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両等
 - ③ 堆肥の出荷先
 - ④ 精液及び受精卵の出荷先
 - ⑤ 給与飼料の情報

【留意事項 29】 抗原検査に供する検体の採材

防疫指針第 4 の 3 の（1）の②の検体のうち抗原検査に供する採材については、病原体の拡散を防止するため、可能な限り家畜保健衛生所で実施することが望ましいが、豚等の運搬が困難であり、又は多数の検体を採材する場合には、次に掲げる事項に留意の上、農場内で採材する。

- 1 採材する場所については、万一体液等が飛散した場合も考慮して、異常豚が飼養されている畜舎以外の畜舎から十分離れている等感染を防止できる場所を選択すること。
- 2 病性鑑定前に、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。
- 3 ビニールシートの上に消毒液を浸した布等を敷き、その上に豚等の死体を置くこと。
- 4 採材時には検体の取違えを防止するために、個体ごとに検査記録を付けること。
- 5 採材に際しては、カラス、キツネ等の野生動物が検体を捕食等しないよう、テント等遮蔽物を設置するなど、それらが近づかないための措置を講じること。また、検体の残余を放置しないこと。

- 6 採材後、豚等の死体をビニールシートで包み、消毒液を散布又は浸漬できるポリバケツ等の容器に入れ、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

【留意事項 30】異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式 5 により動物衛生課宛てに報告する。

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2 の（3）により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも 5 の（1）の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

- （1）当該農場における畜舎等の配置の把握
- （2）周辺農場における豚等の飼養状況の整理
- （3）豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）
- （4）患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）
- （5）消毒ポイントの設置場所の検討
- （6）当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係機関への連絡

【留意事項 31】陽性判定時に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定時に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、テントの設営場所、資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定時に備えた準備として講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、速やかに動物衛生課にファックス又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

- （1）都道府県は、家畜保健衛生所で豚コレラウイルスへの感染の有無について次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。
 - ① 血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）
 - ② 抗原検査（ウイルス分離検査、PCR 検査及び蛍光抗体法）
 - ③ 血清抗体検査（エライザ法）

- ④ 血清抗体検査（中和試験。ただし、③で陽性であった場合に限る。）
- （２）都道府県は、（１）の②又は③の検査で陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

【留意事項 32】 病性鑑定

家畜保健衛生所における病性鑑定の実施に当たっては、別紙１「豚コレラの診断マニュアル」を参考とする。

【留意事項 33】 検体の送付

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に検体を送付する際には、規則第 56 条の 25 の規定に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬し、必ず病性鑑定依頼書（別記様式 6）を添付すること。

6 浸潤状況を確認するための調査で豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第 3－1 の 1 から 4 までの調査等の結果、豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

（１）第 3－1 の 1 の臨床検査で異状が確認された場合

3 から 5 までの措置を講ずる。

（２）第 3－1 の 2 の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合

① エライザ法により陽性が確認された場合

引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査（体温測定を含む。②及び（３）において同じ。）及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、3 の（１）の④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、同（１）の③の措置を実施し又は当該農場の③に掲げるものの移動自粛を要請し、4 の準備を進める。さらに、5 の（１）の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5 の（２）の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

② 中和試験により陽性が確認された場合

5 の（２）の手続により、当該中和試験で用いた血清を動物衛生研究部門に送付するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対し

て3の(1)の③、④及び⑤の措置を行うことを指示し、4の準備を進める。さらに、5の(1)の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5の(2)の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

(3) 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して3の(1)の③、④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、5の(1)の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、5の(2)の手続により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、4の準備も同時に進める。

また、第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、(2)の①又は②の措置を実施する。

(4) 第3-1の4の野生いのししの調査で陽性が確認された場合

陽性確認地点の消毒を徹底するとともに、周辺農場へ立ち入って、飼養されている豚等の臨床症状を確認し、併せて野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、必要な指導をする。加えて、関係する行政機関、猟友会等の関係機関に情報の共有及び協力を要請し、野生いのししにおける本病の浸潤状況を調査する。

また、5の(2)に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

陽性が確認された地点の周辺の都道府県においても、野生いのししの生息状況や行動圏等を考慮し、捕獲された野生いのししについて、可能な限り本病の浸潤状況を調査する。

【留意事項 34】 野生いのししで豚コレラ感染が確認された場合の対応について

都道府県は、動物衛生課と協議の上、次の措置を速やかに実施する。

- 1 当該野生いのししを確保した地点の消毒の徹底及び必要に応じた通行の制限・遮断
- 2 当該地点から半径 10km 以内の区域（以下「周辺区域」という。）に所在する豚等の飼養場所への立入り及び飼養されている豚等の異状の有無の確認（必要に応じた病性鑑定）
- 3 1の消毒終了後少なくとも 28 日間、周辺区域で飼養されている豚等の所有者に対する豚等の死亡状況等の報告徴求及び感染の拡大状況等を踏まえた移動制限
- 4 野生いのししと豚等の接触が想定される周辺区域における接触防止のための畜舎出入口の防護柵の設置、豚等の飼養場所における飼料等について、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること等の当該区域で豚等を飼養する者に対する指導
- 5 1の消毒終了後少なくとも 28 日間、当該野生いのししを確保した地点の周辺区

域及び県内の養豚場周辺において、ウイルスの浸潤状況調査を実施

- 6 野生生物担当部局に対し、1の消毒終了後少なくとも28日間、周辺区域における野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者への協力要請を依頼

ただし、感染の拡大状況によっては、各種措置の実施期間の「少なくとも28日間」については「当面継続」とする。

7 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、5の（2）の手続により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

8 その他

- （1）都道府県は、1の異常豚の届出を受けた場合、第3－1の1の臨床検査で異常豚を確認した場合、又は第3－1の3の病性鑑定において豚コレラを否定できない所見が確認された場合等には、同様の症状を示すアフリカ豚コレラの検査を行うため、動物衛生課と協議の上、豚コレラの検査結果を待たず、直ちにアフリカ豚コレラの診断に必要な検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、腎臓及び脾臓）を動物衛生研究部門に送付する。この場合、アフリカ豚コレラでないと判定されるまで、3の（1）の③から⑤までの措置を継続する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、都道府県は、必要に応じ、5の（1）の②のウイルス分離検査（6の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

- （2）2から5までの措置は、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

【留意事項 35】 アフリカ豚コレラの診断のための動物衛生課との協議

アフリカ豚コレラの診断のための検体の送付する場合は、以下の点について確認した上で、動物衛生課と協議する。ただし、本病はウイルス株の病原性の違いによって、甚急性型から慢性型まで多様な病態を示す可能性があるため、協議にあたっては、動物衛生課が下記1及び2以外の疫学情報を確認する場合がある。

- 1 家畜防疫員による臨床検査及び所有者に対する聞き取りにより、豚等に発熱、元気消失、食欲不振等が見られ、これが豚等の群内で広がっているかどうか。また、複数頭で死亡が確認されているかどうか。
- 2 家畜防疫員が解剖検査で、アフリカ豚コレラの特徴的所見である脾臓の腫大又は

腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血が認められるかどうか。

3 血液所見で凝固不良が認められるかどうか。

【留意事項 36】 アフリカ豚コレラの診断のための検体の保存方法と輸送方法

アフリカ豚コレラの診断のための検体の保存方法と輸送方法については、規則第 56 条の 25 の規定に基づき、以下のとおり、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。その際、病性鑑定依頼書（別記様式 6）を必ず添付すること。

1 臓器材料が得られる場合の保存方法

（1）材料：扁桃、脾臓、腎臓

（2）材料の保存：スクリーキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存する。

2 血液が得られる場合の保存方法

（1）材料：血清、抗凝固剤加血液

（2）材料の保存：材料血清は、セラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋に入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存する。

3 検体の輸送方法

動物衛生研究部門への送付に当たっては、事前に連絡の上、最も早く確実な運搬方法により、冷蔵で直接持ち込む。また、検体には必ず病性鑑定依頼書を添付する。

第5 病性等の判定

第4の5の(2)の場合又は第4の6の(1)から(3)までの結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合(それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。)については、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常豚の通報があった場合

第4の2の臨床検査(特に体温測定)及び第4の5の(1)の検査の結果並びに第4の7の動物衛生研究部門が行う遺伝子解析をはじめとした検査(以下「遺伝子解析等検査」という。)の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、

- ① ②以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。
- ② 第9の1の(1)の移動制限区域内で豚コレラが続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果に基づき、直ちに2の判定に移行する。

(2) 浸潤状況を確認するための調査で陽性が確認された場合

- ① 第3-1の1の臨床検査で異状が確認された場合には、当該臨床検査(特に体温測定)、第4の6の(1)により行う第4の5の(1)の検査及び遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手続に従う。
- ② 第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合には、当該抗体保有状況調査の結果、第4の6の(2)の①又は②により行う臨床検査(特に体温測定)及び第4の5の(1)の①及び②の検査の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手続に従う。
- ③ 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、
 - ア 当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、当該抗原検査の結果、第4の6の(3)により行う臨床検査(特に体温測定)及び5の(1)の検査(当該検査を行った場合に限る。)の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手続に従う。
 - イ 当該調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、②の手続に従う。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、豚コレラウイルスが分離された豚等
- ② 遺伝子検査（PCR検査及び遺伝子解析）により豚コレラウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ③ 第9の1の（1）の移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（1の畜房内につき1の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚コレラウイルス抗原が検出された豚等
- ④ 第9の1の（1）の移動制限区域内で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる畜房内（1の畜房内につき1の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）に同居する豚等であつて、このうち、特定症状が確認され、PCR検査によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ⑤ 初発農場（第9の1の（1）の移動制限区域の設定（他の農場での発生を契機として設定された移動制限区域と重複している区域を設定する場合を除く。）を行う契機となった農場をいう。以下同じ。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする第9の1の（1）の移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る第12の1の疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合の当該初発農場における（2）の①の疑似患畜

(2) 疑似患畜

- ① 初発農場において、同一の畜房内（1の畜房内につき1の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法又はPCR検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等
- ② 患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等
- ③ 発生農場（以下「発生農場」という。）で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等
- ④ 第12の1の（1）の疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあつては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までに患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
- ⑤ 第12の1の（1）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であつて、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがある

ると家畜防疫員が判断した豚等

- ⑥ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

【留意事項 37】 病性等判定日を起算点とする日数の数え方
病性等判定日当日は、不算入とする。

【留意事項 38】 ワクチン株が確認された豚等の病性判定について
防疫指針第4の(5)の1に掲げる抗原検査を実施した豚が陽性となった場合であっても、遺伝子解析や疫学調査等により、ワクチン株であることが明らかな場合は、当該豚は患畜又は疑似患畜と判定しない。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該豚等の所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項 39】野生いのしし対策に係る関係者への連絡

第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）及び発生農場から半径10km以内の区域をその区域に含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の野生生物担当部局等の関係部局、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生いのししから豚コレラウイルスが検出された場合又は豚コレラウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

- (2) (1)の場合、都道府県は、当該農場から半径3km以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (3) (2)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚コレラのまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (4) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の4の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を

本部長とする農林水産省豚コレラ防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（２）農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① （１）の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② （１）の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- ④ 小委に設置する疫学調査チーム

（３）都道府県は、（１）の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県豚コレラ防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（４）都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

（５）農林水産省から派遣された（２）の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、（１）の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

（６）都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。

（７）農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

（８）農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項 40】 都道府県対策本部

１ 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置すること。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総 務 班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整も含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情 報 班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常豚の届出に対する立入検査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。
- ・ 評 価 班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための豚等や物品の評価等を行う。
- ・ 記 録 班：発症豚等の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録、発症豚等の病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連豚等の特定のための調査を実施する。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。また、野生動物における感染確認検査等の対応を行う。
- ・ 庶 務 班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保 健 班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局も含める。）との連携のもと、防疫措置従事者及び豚等の飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

3 報道機関への公表等

- (1) 農林水産省は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1) による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1) による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項 41】 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式7により行うこと。

【留意事項 42】 報道機関への協力依頼について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供することにより、防疫指針第6の3の(5)の事項について協力を求めること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場における殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施す

ることが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

【留意事項 43】 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 豚コレラの発生が確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の豚等の飼養の有無を確認し、豚等を飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにすること。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、農場規模、必要な人員、当該県での防疫対応の経験等を踏まえ、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定に基づく災害派遣要請を行うこと。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに発生農場の外縁部及び豚舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。また、発生農場の周囲1km以内の区域に位置する豚等飼養農場の外縁部及び豚舎周囲へ消石灰の散布を行う。
- (4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。
- (5) 臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。
- (6) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ① 外部から見えないう、ブルーシート等で周囲を覆う。
 - ② 豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素ガス等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (8) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (9) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

【留意事項44】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にす

ること。

- 2 家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、豚コレラの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の 3 の規定に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。
- 3 現地の総括責任者は、と殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けること。
- 4 感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や、発生状況及び畜舎構造に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1 豚舎当たり 10 頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

【留意事項 45】防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫措置に従事した日から 7 日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を 3 日間まで短縮できるものとする。
- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局も含める。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

【留意事項 46】と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式 8 により作成すること。

2 死体の処理（法第 21 条）

- （１）患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、１の（３）の措置が完了してから 72 時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- （２）農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
- ① 当該死体を十分に消毒する。
 - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ③ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑥ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
 - ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑨ 移動経過を記録し、保管する。
- （３）埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（２）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（２）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（１）の場所に行う。
- （４）焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

- ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
- ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

【留意事項 47】 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

3 汚染物品の処理（法第 23 条）

（1）発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

- ① 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ② 排せつ物
- ③ 敷料
- ④ 飼料
- ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（2）やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用し

ない移動ルートを設定する。

- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録し、保管する。

(3) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から原料汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 汚染物品の焼却処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

【留意事項 48】汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第 7 の 3 の (1) の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止措置を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点
- 3 スラリー、尿及び汚水については、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを 0.5% 添加し、攪拌後、30 分以上経過した時点

4 畜舎等の消毒（法第 25 条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

【留意事項 49】と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第 7 の 1 から 4 までに準じた防疫措置を講じるこ

と。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第7の4に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。

このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施すること。

5 畜舎等における殺鼠剤の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤の散布等を行う。

6 豚等の評価

- (1) 豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 豚等の所有者等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。
- (4) 農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

【留意事項 50】豚等の評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった豚等の評価額の算定は、原則として、別紙2により行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、豚コレラの発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示の方法等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

（1）移動制限区域

- ① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。（2）及び5の（6）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても豚コレラである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- ② 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径3kmを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（2）搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（1）の②の場合には、移動制限区域の外縁から7km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（3）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第5の2により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（1）及び（2）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（4）制限区域の設定方法

- ① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域内の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
- ② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- ③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

- ア 制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知
- イ 報道機関への公表等を通じた広報
- ウ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

(5) 豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュールについて説明する。

(6) 制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の飼養農場の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

【留意事項 51】 制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

- 1 法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - (1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には、①死亡豚の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (2) 死産した子豚の頭数
 - (3) 分娩した子豚の頭数
 - (4) 農場から出荷した豚の頭数
 - (5) 農場に導入した豚の頭数
 - (6) 死亡豚の同居豚の臨床所見
- 2 豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても入出場の回数を最小限にすること。
- 3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。
- 4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。
- 5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

- 6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。
- 7 野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。
- 8 野生生物担当部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

2 制限区域の変更

（１）制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

（２）制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径 1km まで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から 7km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（１）移動制限区域

① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく畜舎等の消毒（１回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後 17 日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで 17 日以上要すると考えられる場合は、30 日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第 12 の 2 の（２）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過していること。

（２）搬出制限区域

（１）の①で行う第 12 の 2 の（２）の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

【留意事項 52】制限区域の解除に係る動物衛生課との協議

分離されたウイルスの性状、病原性等から、豚等が明確な臨床症状を示さない場合等においては、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、必要に応じて、清浄性確認検査の後、移動制限区域の解除前に検査を追加する。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

5 制限の対象外

- (1) 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の 3 により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア 当該農場について、第 12 の 2 の（１）の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って 3 日以内に採材した検体が P C R 検査又は蛍光抗体法により陰性と確認されていること。

【留意事項 53】と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のための P C R 検査、蛍光抗体法の検体数

- (1) 出荷計画及び搬入経路（原則、他の農場付近の通行を避け、他の畜産車両が利用しないルートを設定すること。）を家畜保健衛生所に提出すること。
- (2) 出荷前日、農場主等は、過去 1 週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態（食欲不振、元気消失、流死早産、肺炎、治療状況等）及び出荷前日の出荷豚の健康状態、体温測定すること。また、出荷日から遡って 3 日以内に出荷豚から 25 頭（25 頭に満たない場合は全頭）を抽出して P C R 検査を実施し、当該結果を家保に提出、出荷許可を得ること。なお、検査の実施にあたっては、別紙 1「豚コレラの診断マニュアル」を参考する。
- (3) 出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異常があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。
- (4) 農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底すること。
- (5) 出荷豚を載せた車両は、移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認を受けること。

② 豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

- ア と畜をする当日に移動させる。
- イ 移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認する。
- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- エ 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。
- オ 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に進入しない。
- カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ク 移動経過を記録し、保管する。

(2) 搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

【留意事項 54】 搬出制限区域内で飼養される家畜を出荷する際の協議事項

都道府県畜産主務課は、搬出制限区域内の農場の豚等を搬出制限区域外のと畜場に出荷させる場合には、当該と畜場を所管する都道府県の公衆衛生部局及び当該と畜場に対し、出荷する前日までに出荷農場の情報（出荷者氏名、住所及び出荷頭数）を提供すること。

出荷直前の臨床検査を行う家畜防疫員は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異状が無かった旨を記載した検査証明書を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示すること。

(3) 制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の 3 により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

- ① 発生状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、

飼料、排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

- ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。
- イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ウ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- キ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ケ 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

- ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設等の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(5) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(4)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(6) 移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第10 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

1 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) と畜場におけると畜
- (2) 家畜市場等の豚等を集合させる催物
- (3) 放牧

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

3 と畜場の再開

(1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- ① 車両消毒設備が整備されていること。
- ② 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- ③ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- ④ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- ⑤ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。

(2) 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ③ 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- ④ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- ⑤ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと畜解体をすること。
- ⑥ 搬入した豚等について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と畜解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- ⑦ 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。

- ⑧ 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

【留意事項 55】豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、豚コレラのまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、豚コレラが発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）

- 1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1kmの範囲内）、制限区域の境界その他の場所を選定する。また、制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - （1）道路網の状況
 - （2）一般車両の通行量
 - （3）畜産関係車両の通行量
 - （4）山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

【留意事項56】車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

（1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

（2）消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

（1）畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両の

タイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

(2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

3 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行うこと。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 疫学調査の実施方法

都道府県は、第4の3の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④までに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（第9の1の(1)の移動制限区域に含まれている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28日を経過した後に必要な検査を行う。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に実施する検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

- ① 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した豚等
- ② 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等
- ③ 第5の2の(2)の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等
- ④ その他、病性等判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の飼養豚や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるリスクがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた豚等
- ② 採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

(4) 移動制限の対象外

(3) の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に執られている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

【留意事項 57】疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他豚コレラウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項の規定に基づき実施する。報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - (1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には、①死亡豚の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (2) 死産した子豚の頭数
 - (3) 分娩した子豚の頭数
 - (4) 農場から出荷した豚の頭数
 - (5) 農場に導入した豚の頭数
 - (6) 死亡豚の同居豚の臨床所見

【留意事項 58】疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

- 1 調査対象
 - (1) 発生農場
 - (2) 発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）
- 2 調査事項
 - (1) 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無など）

- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
- (4) 農場主、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
- (5) 放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
- (6) 野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無
- (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策など
- (8) 農作業用機械の共有の有無
- (9) 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

【留意事項 59】制限の対象外

1 と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、と畜場へ飼養豚等を移動させることができる。

- (1) 農場主は、原則 1 か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
- (2) 管理獣医師又は農場主は、原則として、出荷前の 1 週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
- (3) 家畜保健衛生所は、(2) の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
- (4) (3) で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等豚コレラが否定できない場合があれば、農場に立入り・採材し、精密検査（血液検査、PCR 検査）を実施すること。また、必要に応じて、抗体検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動衛研に送付すること。
- (5) (3) で異状がなければ、農場主に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。
- (6) また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

2 他農場への移動時の検査

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ飼養豚等を移動させることができる。

【他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合】

- (1) 農場主は、原則 1 か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。
- (2) 原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は受け入れ県に確実に連絡すること。
- (3) 原則として、移動豚全頭について P C R 検査で陰性が確認されていること。
- (4) 移動先の農場で、少なくとも 21 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

【他農場へ精液及び受精卵を移動する場合】

- (1) 保管する場合は、保管場所において、区分管理（※）が実施されていること。
- (2) 原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は、受け入れ県に確実に連絡すること。
- (3) ① 精液：原則として、採精後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、P C R 検査を実施し陰性を確認すること。また、検査結果がでるまでは、供給しないこと。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている精液と区分して管理すること。
ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について P C R 検査を実施し、陰性を確認すること。
② 受精卵：原則として、採卵後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、P C R 検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

※ 区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

3 豚等の死体、排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設やその他必要な施設に豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

(1) 移動する際の措置

- ① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

- ③ 積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- ④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- ⑤ 複数の農場を経由しないこと。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- ⑦ 移動部を記録し、保管すること。

(2) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

- ① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
- ② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
- ③ 死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入り口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
- ④ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

【留意事項 60】疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

- 1 都道府県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 28 日間経過した後に入立検査を行い、特定症状の有無等に異状について確認すること。
- 2 1 の入立検査時に飼養豚等について、次を確認すること。
 - (1) 血清抗体検査（エライザ法）を実施し、陰性であること
 - (2) 体温及び白血球数を測定し、体温が 40℃以上又は白血球数が 1 万個/ μ l 未満の個体について、PCR 検査を実施し、陰性であること
 - (3) (1) 及び (2) の検査対象とする飼養豚等の頭数は少なくとも 30 頭（95%の信頼度で 10%の感染を摘発できる頭数（30 頭に満たない場合は全頭。）ただし、各豚舎から少なくとも無作為に 5 頭）とするが、事前に動物衛生課と協議すること。

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、豚コレラの発生が確認された場合には、原則として 24 時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

① 臨床検査

移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、

第4の1に掲げる臨床症状の有無について確認する。

② 血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

①の際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（PCR検査、ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

（2）清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後17日が経過した後に、（1）と同様の検査を行う。

【留意事項 61】発生状況確認検査及び清浄性確認検査における血液検査、抗原検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも30頭（各豚舎から無作為に少なくとも5頭）とし、豚舎が複数ある場合は、全ての豚舎から採材すること。また、検査の実施に当たっては、別紙1「豚コレラ診断のマニュアル」を参考とする。なお、採材は、異常豚から行い、そのような豚等が認められない場合は、健康な豚等から無作為に採材する。

3 1の（2）又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

（1）都道府県は、1の（2）又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合は、直ちに次の措置を講ずる。

① 1の（2）の検査で陽性が確認された場合

第4の6の（2）の①の措置を実施するとともに、1の（2）の検査の結果及び第4の6の（2）の①の措置において実施した検査の結果について（遺伝子解析等検査が終了している場合にあっては、その結果についても）、動物衛生課に報告する。

② 2の検査で異状又は陽性が確認された場合

第4の5の（2）の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付するとともに、動物衛生課に報告する。

（2）農林水産省は、都道府県から（1）の報告があった場合、直ちに次の措置を講じる。

① 農林水産省は、1の（2）又は2の検査の結果に基づき、第5の判定を行う。

② 農林水産省は、1の（2）又は2の検査の結果及び（1）において行う第5の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

1 及び 2 の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 発生農場の防疫措置に従事した日から 7 日を経過していない者は、1 及び 2 の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を 3 日まで短縮できるものとする。
- ② 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- ③ 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- ④ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ⑤ 立ち入った農場の豚等について 1 の（2）又は 2 の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第13 緊急ワクチン（法第31条）

- 1 豚コレラのワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚コレラについて予防的殺処分は認められていない。）。

- ① 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- ② 感染の広がり（疫学関連農場数）
- ③ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）

- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- ① 実施時期
- ② 実施地域
- ③ 対象家畜
- ④ その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等）

- 4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。
この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に対し手配する。

- 5 農林水産省は、ワクチンの開発・利用等について、更に研究・検討を進める。

【留意事項 62】 緊急ワクチン接種用ワクチン受領書及び使用報告書

都道府県は、緊急ワクチン接種用ワクチンを受領した場合には、別記様式9による受領書を発行すること。また、ワクチンの使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式10により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

【留意事項 63】 緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等に関する事項

緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等については、次のとおりとする。

- 1 ワクチンの接種は、法第 31 条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 2 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。また、注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 3 未開梱のワクチンについては、動物衛生課と調整し返還する。また、開梱又は期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。
- 4 同一の農場又は畜舎に飼養されている全ての豚等に接種する。接種に際しては少なくとも 1 畜房ごとに注射針を取り替え、また、防疫衣の交換又は消毒等により本病のまん延防止に留意する。
- 5 短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にはスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意し、その後、接種し、農場から移動する接種豚等から生まれた豚等については耳標等で確実に標識を付する。

第14 家畜の再導入

都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

なお、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及びPCR検査を実施する。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

【留意事項 64】豚等の再導入に際しての要件

農場が豚等を再導入する場合は、家畜防疫員は、当該農場に立ち入り、次に掲げる要件について確認する。

- 1 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
- 2 農場内の飼料、排せつ物等に含まれる豚コレラウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

【留意事項 65】ワクチン非接種区域における豚等の再導入について

ワクチン非接種区域の農場が豚等を再導入する際は、次のとおり対応する。

- 1 モニター豚は、原則として、1豚舎当たり30頭以上配置するよう指導する。この際、豚舎内で偏りがないう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 都道府県は、モニター豚を導入した日から14日後に、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及びPCR検査を実施する。
なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。
- 3 家畜防疫員は、モニター豚を導入した農場に対し、モニター豚の陰性を確認後、豚等を段階的に導入するよう指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。

- 4 豚等の再導入にあたっては、都道府県は、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

【留意事項 66】 ワクチン接種区域における豚等の再導入に関する事項

ワクチン接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚を導入することとし、ワクチン非接種豚を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

なお、家畜防疫員は、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて農場に指導するとともに、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

1 環境検査の実施方法

(1) 検査材料の採取場所

- ① 豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）
- ② たい肥舎
- ③ 飼料置き場、飼料
- ④ 死亡豚保管場所
- ⑤ 長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

(2) 検体数

各豚舎 10 か所（陽性豚舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（たい肥舎等）50 か所程度採材する。

(3) 検査方法

- ① PBS で濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、PCR 検査を実施。
- ② 採材は、豚を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする。
- ③ 拭き取り後のガーゼ等は PBS 入り遠心管に懸濁し、PBS から PCR 用の遺伝子を抽出する。

(4) PCR 検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の PCR 検査で判定する。

(5) 個別の PCR 検査で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する。

2 環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

第15 発生の原因究明

- 1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

【留意事項 67】野生動物における感染確認検査等に関する事項

都道府県は、次により、野生動物における感染確認検査等の対応を行う。

- 1 動物衛生課と協議の上、移動制限区域内において、野生いのししの死体及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生いのししについて、抗原検査又は血清抗体検査を実施するための検体を採材し、検査する。このため、都道府県の関係部局が連携し、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししが捕獲された場合には、担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。
- 2 1の検査で、陽性が確認された場合には、次の措置を速やかに実施する。
 - (1) 当該野生いのししを確保した地点の消毒の徹底及び必要に応じた通行の制限・遮断
 - (2) 当該地点から半径10km以内の区域（以下「周辺区域」という。）に所在する豚等の飼養場所への立入り及び飼養されている豚等の異状の有無の確認（必要に応じた病性鑑定）
 - (3) (1)の消毒終了後少なくとも28日間、周辺区域で飼養されている豚等の所有者に対する豚等の死亡状況等の報告徴求及び感染拡大状況等を踏まえた移動制限
 - (4) 野生いのししと豚等の接触が想定される周辺区域における接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、豚等の飼養場所における飼料等を、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること等の、当該区域で豚等を飼養する者に対する指導
 - (5) (1)の消毒終了後少なくとも28日間、当該野生いのししを確保した地点の周辺区域において、1の浸潤状況調査を実施する。
 - (6) 野生生物担当部局に対し、(1)の消毒終了後少なくとも28日間、周辺区域における野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により

適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者への協力要請を依頼

- 3 2の措置は、豚等での感染が確認される前に、野生いのししの死体又は猟友会等の協力を得て捕獲した野生いのししの抗原検査又は血清抗体検査で陽性が確認された場合であっても、同様に実施するものとする。

第4章 その他

第16 その他

- 1 種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善等に寄与する研究・開発を進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。
- 4 都道府県は、本疾病の収束後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。

豚コレラの診断マニュアル

豚コレラウイルスはフラビウイルス科ペスチウイルス属の一種で、同属の牛ウイルス性下痢ウイルス (BVDV) やボーダー病ウイルス (BDV) と抗原的及び構造的に非常に類似している。豚コレラ (以下「本病」という。) に罹患した豚の臨床症状や剖検所見はウイルス株の違いや宿主である豚によって極めて多様である。BVDV や BDV といった反すう動物のペスチウイルスが豚に胎子感染した場合、豚コレラと区別しがたい臨床症状を生じることもある。

本病は豚の発育ステージに関係なく伝染し、発熱、うずくまり、食欲減退、鈍麻、虚弱、結膜炎、便秘に次いで下痢、歩様蹣跚を主徴とする。発症後数日経つと耳翼、腹部、内股部に紫斑を生じる場合もある。急性経過の場合は、1 週から 2 週以内に死亡する。臨床的に症状を示さないで突然死亡する場合は本病の症状はみられない。

ウイルス株の違いと同様に、豚の月齢や状態によっては、亜急性又は慢性経過となる場合があり、死亡までの経過は 2 週から 4 週、時として数か月となることがある。慢性経過では、発育の遅延、食欲不振、間欠発熱や間欠性の下痢がみられる。本病は免疫系に影響を及ぼし、発熱前の白血球減少症がよくみられ、そうした免疫抑制によって複合感染を起こしやすくなる。

急性の場合、肉眼的病理変化は普通みられないが、典型的な所見としてはリンパ節が赤く腫脹し、心外膜の出血、腎臓や膀胱、皮膚や皮下組織において出血がみられる。亜急性や慢性の場合、これらの所見に加えて、胃腸、喉頭蓋、喉頭の粘膜に壊死性あるいは”ボタン状”潰瘍がみられる。

組織病理学的所見では、リンパ組織の実質変性、血管結合組織の細胞増殖、囲管性細胞浸潤を伴った非化膿性髄膜脳炎などの病変がみられるが、いずれも豚コレラに特異的な所見ではない。

このように、本病は多様な臨床症状と病変を呈するものの、いずれも特異的な変化ではないため、臨床所見から診断することは難しく、アフリカ豚コレラ、離乳後多臓器性発育不良症候群 (PMWS)、豚皮膚炎腎症症候群 (PDNS) 等のウイルス性疾患や敗血症を呈しているサルモネラ症、パスツレラ症、アクチノバチルス症、ヘモフィルス・スuis感染症と区別しにくい。

したがって、実験室におけるウイルス学的診断が最も重要となる。実験室では豚コレラウイルスやその核酸あるいはウイルス抗原といった抗原側の要素を検出する直接的な方法とウイルス特異抗体を検出する間接的な方法を用いる。後者の抗体検出では、BVDV などの反すう動物のペスチウイルスとの交差反応の問題があり、急性の場合には特異抗体が検出される前に臨床症状を呈して死亡してしまうため、主に清浄性の監視に利用する。

I 抗原検査

1 検査方針

本病を疑う症例の診断においては、迅速性及び検体処理可能数量を勘案すると、凍結切片の蛍光抗体染色による豚コレラウイルスの抗原検出が最良である。したがって、本病を疑う豚1頭から採材した多臓器について検査を行うのではなく、本病を疑う多数の豚から扁桃を採材して本病ウイルス抗原証明に力点を置いた検査を実施すべきである。

また、蛍光抗体法によるウイルス抗原の検出と同時に、細胞培養によるウイルス分離及び生体がいる場合には血液を材料としたPCR検査を開始する。ウイルス分離はウイルスが濃厚感染している場合、24時間から48時間程度で判定が可能となるが、ウイルス量が少ないこともあるため、最低1週間は観察を続ける必要がある。ウイルス分離と並行してRT-PCRを実施し、ウイルスの存否を早期に確認することは有意義である。しかし、PCRは交差汚染（コンタミネーション）による疑陽性が出る可能性があり、また、増幅産物が他のペスチウイルスでないことを確認（後述）する必要があるため、最終的にはウイルス分離の結果を含めた総合判断を実施する。

なお、診断をスムーズに実施する為、ウイルス検査に用いる細胞の維持および管理、凍結切片の作製に用いるドライアイスの調達、クリオスタットの予冷等に関して事前に検討しておくことが好ましい。ドライアイスの調達が困難な場合は、n-ヘキサンを-80℃に保存しておくことで代替が可能である。

2 採材

- (1) 農場に到着後、臨床検査を行い、防疫指針第4の2の症状が確認され、豚コレラが疑われる場合は、当該症状が認められた豚を優先的に採材し、病性鑑定を実施する。
- (2) 採材は、病性鑑定のため処分された豚又は死亡直後の豚から速やかに行うことが望ましい。また、剖検材料は生組織材料の採取を優先的にを行い、残りの部分について病理組織検査のために組織固定用ホルマリンで保存する。生組織材料は扁桃（片側全て）、腎臓（髓皮質を含む。）及び脾臓（一部）とし、ウイルス分離用乳剤作製に用いるだけでなく凍結切片作製にも用いるため、組織構造を壊さないように留意して採材を行う。採取した材料は個体別に滅菌6穴プレート等に入れ、ビニールテープで蓋を固定し、密閉する。さらにビニール袋に入れ、冷蔵（氷冷）して検査室に持ち帰る。感染していた場合、生組織材料や血液には多量のウイルスが含まれ、使用した解剖・採材器具は多量のウイルスで汚染されるため、その取扱いにも十分注意する。

また、本病を疑う症状を示している豚が生存している場合には、血液（血清又は抗凝固剤加血液）も採取しておき、抗体検査や白血球数計数検査はもちろん、ウイルス分離及びPCR検査の材料としても用いる。

3 凍結切片と乳剤の作製

凍結切片作製用材料は凍結融解することなく、新鮮な材料を用いる。それぞれの操作に際しては、卓上に消毒液を含ませたさらし布を敷く等、病原体の飛散を防止する措置を講ずる。

(1) 生組織材料の処理

- ア 凍結切片作製用に組織を 1 cm × 5 mm (扁桃) あるいは 1 cm × 1 cm (腎臓、脾臓) 程度の大きさで、それぞれ 3 個ずつ切り出す。
- イ 乳剤作製用に残りの組織から 1 g 程度をシャーレに取り、秤量しておく。乳剤作製まで、氷冷下で保存する。
- ウ 濾紙に豚番号・標本名を記入する。
- エ 凍結切片作製用の組織を切断面を上にしてそれぞれ濾紙の上に載せる。この際、扁桃は陰窩の縦断面が、腎臓は尿細管上皮が、それぞれ切断面に出現するように注意する。
- オ 組織片を載せた濾紙をピンセットで摘み、ドライアイス・アセトンで冷やした n-ヘキサン (-80℃程度) に浸け、急速凍結する。浸け過ぎると組織片が割れるので注意する。
- カ 凍結したら素早くクリオスタット庫内に移すか、耐冷チューブに入れ、-80℃のデュープフリーザーに保存する。

(2) 凍結切片標本の作製

- ア (1) のカで凍結組織を耐冷チューブに入れた場合は、クリオスタット庫内で、耐冷チューブから組織片を取り出す。
- イ 組織片をコンパウンドを使って検体台につける。
- ウ 面出しをする。
- エ 6 μm の切片を作製する。
- オ シリコンコート処理済みスライドグラスに切片を取る。
- カ 直ちにドライヤー冷風で乾燥する。
- キ 冷アセトンで 10 分間、固定する。
- ク 風乾し、スライドグラス標本とする。

(3) ウイルス分離及び PCR 検査のための乳剤の作製 (ホモジナイザーや細胞破碎装置等を用いて作製しても可)

- ア (1) のイの組織片を乳鉢に入れる。
- イ 乳鉢内で組織片をハサミで細切りする。
- ウ けい砂を適量加え、乳棒で細切片を軽く擦りつぶす。
- エ 秤量した組織片が 10%w/v となるように培養液を入れ、よく乳化させる (例えば組織片が 1 g のときは 9 ml の培養液を加える)。
- オ 乳化した組織片を遠心管に移す。
- カ 3,000 r.p.m.、15 分間の冷却遠心を行う。
- キ 上清を小試験管に移して、10%乳剤とする。

4 ウイルス分離 (カバースリップの代わりにチャンバースライド等を用いても可)

カバースリップ標本作製するため、カバースリップに細胞シートを形成させてから乳剤を接種するが、細胞の培養に用いる牛胎子血清は BVDV 抗体陰性のものを使用する。また、ウイルスと中和抗体が共存する個体では乳剤からのウイルス分離が陰性となる場合があるので、希釈した乳剤 (後述) も併せて接種する。乳剤を接種後、カバースリッ

プ上の細胞を経日的に取り出し、冷アセトンで固定し、蛍光抗体法により細胞質内の本病ウイルス抗原を検出する。観察期間は少なくとも1週間は必要であるが、乳剤中のウイルス量が少なく、3日目に観察するカバースリップ上の細胞シートに特異蛍光が観察されなければ、別の6穴プレートにカバースリップを入れ、培養細胞を準備する。4日目も特異蛍光が観察されなければ、当該カバースリップの培養上清を前日に準備した培養細胞に接種し経代培養する。5日目から7日目までは、この培養細胞のカバースリップについて観察する。

なお、それぞれの操作に際しては、消毒液を含ませたさらし布を敷く等、病原体の飛散を防止する措置を講ずる。

(1) 培養細胞の準備

- ア ウイルス分離にはCPK細胞（Ⅱの4のCPK-NS細胞とは別の細胞であることに注意する。）を用いることとし、面積比で3倍に継代する。
- イ 6穴プレートの各穴にカバースリップ（6×18 mm）を3～4枚ずつ重ならないように入れる。
- ウ 細胞浮遊液3mlを各穴に入れる。この際、カバースリップが浮遊して、重なることがあるので注意する。
- エ 37℃で一晩培養する。
- オ 翌日、細胞シートが形成されていることを確認してから使用する。

(2) 乳剤接種とカバースリップ標本の作製

- ア 少なくとも扁桃乳剤については、0.45 μmのフィルターで濾過する。この際、あらかじめガラスフィルターを通しておくと目詰まりが防げる。
- イ 乳剤や血液の希釈液（原液及び10倍又は100倍希釈を使用）を作製し、（1）のオの細胞シートに0.2～0.3 ml接種する（接種材料の原液は少なくとも検査終了時までには保存する。）。
- ウ ウイルス吸着のために1時間静置する。その間15～20分の間隔でティルティング操作を行う。
- エ PBS-又は培地で細胞面を洗浄する。
- オ 5%血清添加培養液を添加し、37℃で培養する。なお、添加する血清はBVDV抗体陰性の牛胎子血清を用いなければならないが、馬血清で代用することも可能である。この場合、あらかじめ馬血清でCPK細胞が培養可能かチェックしておくこと。
- カ 経日的にカバースリップを取り出し、PBS-で洗浄後、冷アセトンで10分間固定する。
- キ 風乾し、カバースリップ標本とする。

5 蛍光抗体法

3の（2）のウのスライドグラス標本及び4の（2）のキのカバースリップ標本の蛍光染色には、市販の豚コレラ診断用蛍光抗体を用いる。扁桃の凍結切片においてはウイルス抗原陽性の場合、陰窩上皮細胞に特異蛍光が観察され、蛍光は細胞質のみ（核は黒く抜ける）に認められる。一方、カバースリップ標本においては、ウイルス分離陽性の場合、標本全体又は一部分の細胞に特異蛍光が観察され、スライドグラス標本同様に細

胞質内に特異蛍光が認められる。標本全体の細胞か、一部分の細胞かは接種材料中のウイルス量の違いによるものであり、ウイルスが少ない場合は、ウイルス感染細胞は培養時間の経過とともに巣状に増加し、フォーカスを形成する。検査結果の判定はこのフォーカス形成時期が一番容易であるので、経日的な観察が必要となる。いずれかの標本を染色する場合にも、抗原の陽性対照としてあらかじめ作製・保存しておいた GPE-ワクチン株感染カバースリップ標本を同時に染色すると、診断用蛍光抗体や蛍光顕微鏡がうまく働いていることが確認でき、かつ判定しやすくなる。なお、蛍光抗体染色法の詳細については豚コレラ診断用蛍光抗体に添付されている説明書に記載されているので参照する。

6 RT-PCR

被検材料としては、2の(2)の血液材料、3の(3)のキの10%乳剤又はウイルス分離中の培養上清を用いる。

(1) RNA の抽出

市販の RT-PCR のための RNA 抽出キットが簡便であり、操作も容易である。抽出材料は血液、乳剤や培養上清等があり、材料に適したキットを選択する。抽出材料はウイルス分離材料の調整段階でウイルス分離用とは別のマイクロチューブに必要量(キットにもよるが、50~400 μ l の範囲)を分注しておく、凍結融解によって感染価が低下する心配がない。なお、変性剤を添加して混和するまで、材料は感染性があるものとして取り扱わなければならない。

(2) RT-PCR

市販の RT-PCR キットが簡便である。特に RT 反応と PCR 反応を続けて行えるワン・チューブ方式のものが便利で、操作や交差汚染の問題を軽減できる。ウイルスの存否を知る検出を目的とした検査の場合、標的領域は 5' 側非翻訳(5'-NTR)領域を用いる。ただし、5'-NTR 領域は遺伝子の保存性が高く種々の豚コレラウイルス株の検出が可能であるが、BVDV 等の他のペスチウイルスも検出するため、検出した PCR 産物の詳細な解析等が必要となる。なお、陽性対照として GPE-株を陰性対照として水をそれぞれ置くこととするが、クロスコンタミの危険性があるため、施設やバイオセーフティの観点からも陽性対照の取り扱いには十分に注意しなければならない。

ア プライマーとアニーリング温度

Š. Vilček ら (Arch. Virol, 136:309-323, 1994) による上流プライマー「324」及び下流プライマー「326」が豚コレラウイルス検出の目的には適している。いずれも T_m 値が 56.5°C であるので、PCR 反応のアニーリング(対合)は 56~57°C で行う。ディネーチャー(変性)温度、エロンゲーション(伸長)温度並びにそれらの時間やサイクル数は使用するキットに従い設定する。

[プライマーの配列]

上流プライマー「324」 5'-ATG CCC (T/A) TA GTA GGA CTA GCA-3'

下流プライマー「326」 5'-TCA ACT CCA TGT GCC ATG TAC-3'

イ アガロース電気泳動と制限酵素処理

豚コレラウイルスであれば、およそ 280bp (多くは 284bp) の PCR 産物が産生され

る。産物は 2%アガロースゲルで電気泳動し、紫外線照射下で観察・写真撮影する。BVDV など他のペスチウイルスでもおよそ 280bp の産物が産生されるため、アガロース電気泳動上では豚コレラウイルスか、BVD ウイルスかは区別できない。確実に識別するためには塩基配列の決定とその遺伝子解析が必要であるが、制限酵素 Bgl I で消化すると、アガロース電気泳動上である程度判別できる。豚コレラウイルスの場合 (284bp)、Bgl I によっておよそ 46bp の断片が切り出されるため、消化前に比較してサイズが小さく (およそ 238bp) なる。

7 検査結果の取扱い

凍結切片やウイルス分離等において、陽性と思われる所見が得られた場合は、防疫指針第 4 の 6 に基づき対応する。

II 抗体検査

1 検査方針

急性経過をとる豚コレラの場合、抗体を生じる前に死亡することが多く、臨床検査による摘発が重要となる。一方、慢性経過をとる豚コレラの場合、明瞭な症状がみられず、臨床検査による摘発は困難であるが、罹患豚の多くは抗体を産生するため、抗体検査による摘発が可能である。また、抗体検査は蛍光抗体法と異なり、生前検査として実施できることから、清浄性確認のための監視検査の一つとして有用である。野外ウイルス感染の場合、水平感染による病原体の拡散は容易に起こるので、抗体陽性豚と疫学的関連のある豚の抗体検査を実施することにより、豚群として抗体検査を評価する。また、本病生ワクチンを接種した豚は生涯にわたり本病ウイルスに対する抗体を持ち続けることから、ワクチンを使用した際にはこの点にも留意して評価を行う。

抗体検査は採材後直ちに実施することを基本とし、その結果から野外感染が疑われる場合には、速やかに本病の確定診断 (抗原検査) を実施する。

2 被検血清の調整

採取した血液からは速やかに血清を分離し、ウイルス分離等抗原検査用の生血清を取り分けた上で、抗体検査に供する血清は、確実に非働化 (56°C、30 分の加熱処理) を行う。残余や直ちに使用しない血清は -20°C で凍結保存する。なお、生血清は、ウイルス汚染の可能性も考慮し、密封容器に入れ、-80°C で保存する。

3 酵素免疫測定法 (ELISA)

市販のエライザキットを用い、操作及び判定は添付の使用説明書に従う。中和試験のように生ウイルスを取り扱わないので、安全で速やかに結果が得られることから、今後は本法を抗体検査の中心とする。

4 中和試験

中和試験の指示ウイルスとして、ワクチンウイルスの GPE-株を使用し、培養細胞は無血清培地に適応した細胞の豚腎臓由来株化細胞 (CPK-NS 細胞) を用いる。このウイルス

と培養細胞の組合せによって、細胞変性効果（CPE）を指標に中和抗体価が判定できるが、CPK-NS 細胞は豚コレラウイルスを増殖させる能力が低いいため、ウイルス分離や指示ウイルスストック作製には不向きである。また、ワクチンウイルスといえども生ウイルスを扱うことから、培養細胞や検体への汚染に注意するとともに、実験室外への漏出防止等の管理徹底を図る必要がある。

（１）無血清培養細胞の培養

中和試験には無血清培養液で増殖可能な CPK-NS 細胞を用いる。この細胞の継代維持には再利用品ではない新品のプラスチック培養フラスコを使用する。密栓（フラスコの蓋を固く締めて）培養すること、及び継代時の細胞分散液（トリプシン溶液）の除去に、遠心・洗浄操作を最低２回繰り返すことと他は、通常の継代維持と変わらない。したがって、通常７日間隔で細胞面の面積比３倍で継代維持を行う。なお、25cm²（75cm²）の場合は、15mL（45mL）に浮遊させ、5mL（15mL）ずつ分注し、培養する。

〔無血清培養液の作製方法〕

イーグル MEM 9.4 g（製品指示量）
TPB (Tryptose Phosphate Broth) 2.95 g
BES (N, N-Bis (2-hydroxyethyl)-2-aminoethanesulfonic acid) . . . 2.13 g
Bacto Peptone 5.0 g

上記試薬を秤量し、１リットルの純水又は超純水に溶解し、121℃、20 分でオートクレーブする。室温まで冷却後、別途準備した 3% L-グルタミン及び 7.5% 重曹をそれぞれ 10 mL 及び 30 mL ずつ添加し、使用液とする。

ア 培地を除去し、細胞面を除去した培地の 2 倍～3 倍量の PBS-で 1 回洗浄する。

イ 細胞はトリプシン溶液を用いて消化（通常、10 分～30 分程度）し、少量の培地を加えてから、ピペッティングによって細胞を十分に分散させた後、使用したトリプシン溶液の 10 倍量の培地で浮遊させる。

ウ 細胞浮遊液を遠心管に回収し、遠心（1,000r.p.m、5分）する。遠心後、上清を除去し、再び培地を加え細胞を浮遊させる。

エ 再度遠心（1,000r.p.m、5分）し、上清を除去する。

オ 元の細胞面の 3 倍比となるように、培地に再浮遊させた後、プラスチック培養フラスコに細胞浮遊液を分注する。

カ プラスチック培養フラスコの蓋を固く締めて 37℃で静置し、細胞は 7 日後に再び継代するか、又は中和試験に供する。細胞継代は 4 日目ぐらいで可能であるが、細胞数が少ないため、3 倍比では継代できないので注意する。

（２）中和試験

中和試験の指示ウイルスとしては、ワクチン株（GPE-株）を用いる。このワクチンウイルスは CPK-NS 細胞では CPE を起こすものの、ほとんど増殖はしないため、中和試験用の指示ウイルスストック作製にはウイルス分離の際同様、CPK 細胞（Ⅱの 4 の CPK-NS 細胞とは別の細胞であることに注意する。）を用いる。培地には 5% 血清添加したものを使用する。ウイルスストック作製以外のウイルス力価及び中和力価の測定には無血清培地を用いた CPK-NS 細胞を使用する。

ア ウイルス液の調整法

- (ア) シートになった CPK 細胞に多重感染度 (M.O.I) 約 0.1 で接種し、ウイルス吸着のために 1 時間静置する。その間 15~20 分の間隔で、ティルティング操作を行う。
- (イ) PBS-又は培地で細胞面を洗浄する。
- (ウ) 5%血清添加培養液を加え、37°Cで培養する。
- (エ) 開放培養の場合、培養後 4、5 日目に培養上清を遠心管に回収する。回収前に顕微鏡で観察すると、ウイルス増殖によって軽い細胞変性効果 (CPE) が認められるものの、より確実にウイルス液の回収適期を調べるためには、ウイルス分離同様にウイルス接種する細胞にあらかじめカバースリップを入れておき、無菌的にカバースリップを回収して蛍光抗体法によって抗原が細胞シート全体に広がっていることを確認する。回収した培養上清は遠心 (1,000r.p.m.、5分) し、浮遊している細胞を除去する。
- (オ) 遠心上清をさらに 3,000r.p.m. で 15 分の遠心によって細胞片を除去し、0.5ml ずつ小分注する。分注したウイルス液は -80°Cに保存し、凍結融解したウイルスの力価を測定する。

イ ウイルス力価の測定方法

- (ア) CPK-NS 細胞をトリプシン消化し、2 回の遠心洗浄操作を行って細胞浮遊液を調整しておく。細胞は通常継代する場合と同量の無血清培地に再浮遊させる。
- (イ) 測定したいウイルス液を無血清培地で 10 倍階段希釈する。
- (ウ) 96 穴マイクロプレートに希釈したウイルス液を各穴 100 μ l ずつ入れる。
- (エ) 調整した細胞浮遊液を各穴 100 μ l ずつ入れ、37°Cの炭酸ガス培養器内で 7 日間培養する。
- (オ) 細胞表層に観察される CPE を指標に、ウイルス力価 (TCID₅₀) を求める。

ウ 中和抗体測定方法

- (ア) 非働化済みの被検血清 50 μ L を 96 穴マイクロプレートに入れ、無血清培養液 50 μ L で 2 倍階段希釈し、16 倍希釈までの各穴 50 μ L の 4 管 (2 倍~16 倍) 希釈列を 2 列作製する。この際、ウイルスを接種しない細胞対照用及びバックタイトレーション用にそれぞれ無血清培養液 100 μ L 及び 50 μ L ずつ入れた穴も用意する。
- (イ) 96 穴マイクロプレートに 100 μ L 当たり 200 TCID₅₀に調整したウイルス液を 50 μ L ずつ血清希釈列に接種する。同時に調整したウイルス液の 10 倍階段希釈列を無血清培養液 50 μ L を入れた穴に各穴 50 μ L ずつ接種し、バックタイトレーションする。
- (ウ) プレートを攪拌後、37°Cの炭酸ガス培養器内で 1 時間感作させる。
- (エ) 感作中に CPK-NS 細胞をトリプシン溶液で消化し、2 回の遠心・洗浄操作を行って細胞浮遊液を調整しておく。細胞は通常継代する場合と同量の培養液に再浮遊させる。
- (オ) 細胞浮遊液を各穴 100 μ L ずつ入れ、37°Cの炭酸ガス培養器内で 7 日間培養する。
- (カ) 細胞表層に認められる CPE を指標に中和抗体価を求める。

5 検査結果の取扱い

酵素免疫測定法又は中和試験によって、陽性又は疑陽性の所見がみられた場合には、防疫指針第4の6に基づき対応する。

6 その他

いのししについても本マニュアルを準用して検査を実施する。

豚の評価額の算定方法

1 肥育豚

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する
- ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間（平均販売月齢）で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費（生まれた日から70日齢まで）及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費（71日齢から出荷されるまで）を算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕1日当たり生産費（平成23年度畜産物生産費調査）

● 産み落とし価格（全国平均）

全算入生産費 31,903 円×豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% =
2,871 円

● 肥育豚の1日当たり生産費（全国ベース）

(全算入生産費 31,903 円－産み落とし価格 2871 円) ÷ (肥育期間 6.4 か月×30.4 日)
= 149 円

・前期1日当たり生産費（0～2.3 か月齢）：1日当たり生産費の50% = 75 円

・後期1日当たり生産費（2.3～6.4 か月齢）：1日当たり生産費の130% = 194 円

【例】肥育豚を出荷時（6.4 か月齢）で評価

〔100 日齢の子豚を導入している場合〕

導入価格※ 1日当たりの生産費×飼養日数

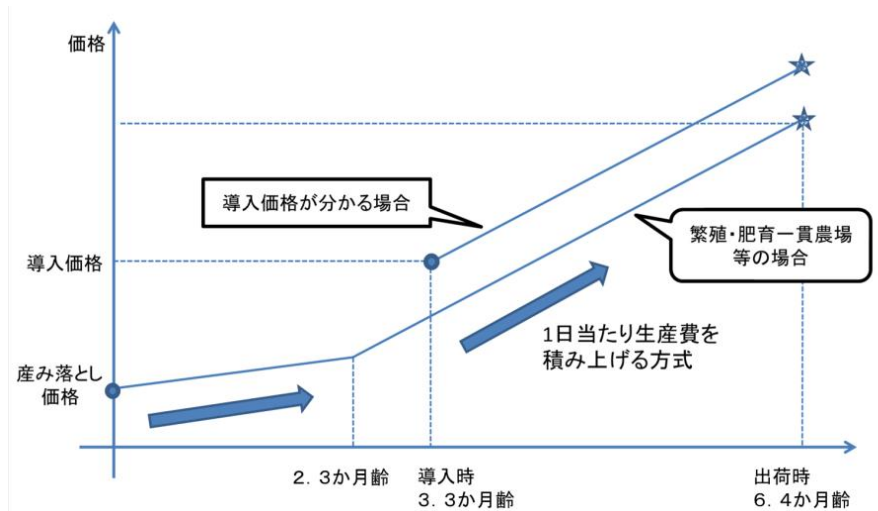
15,220 円 + (194 円 × (6.4 か月－3.3 か月) × 30.4 日) = 33,503 円

※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

〔繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合〕

産み落とし価格 1日当たりの生産費×飼養日数

2,871 円 + ((75 円×2.3 か月) + (194 円×4.1 か月)) × 30.4 日 = 32,295 円



2 繁殖雌豚

【繁殖雌豚（未経産）】

（1）評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費 × 飼養日数）+ 受胎加算金

（2）素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

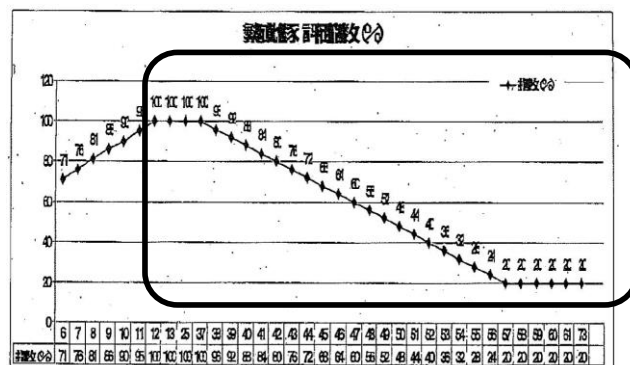
（1）評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格 × 評価指数 / 100 + 受胎加算金

（2）初産時基準価格及び評価指数の算定方法

- ① 初産時基準価格は、次により算定する。
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費 × 飼養日数）
なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未経産）と同様の算定方法とする。
- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）
各都道府県が同様のものを独自に保有している



【例】繁殖雌豚を初産時（約12か月齢）で評価

導入価格

（1日当たりの生産費×飼養日数）

妊娠加算分

{ 55,280 円(繁殖用雌豚(雑種) 平均購入価格) + 194 円 × (12 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日 } × 1.2

= 127,779 円

豚コレラ対策における野生いのしし対応マニュアル

野生いのしし群に豚コレラウイルスが侵入した場合には、野生いのしし群から飼養豚（飼養いのししを含む。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止対策が重要である。このため、行政機関及び関係団体が連携・協力して、以下により本病対策における野生いのしし対応を進める。

1 発生前の対応

発生時の2及び3の対応を的確に実施するため、都道府県は、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体感染状況の調査等の取組を通じ、関係部局が連携し、猟友会等の関係機関及び団体との間の連携・協力体制の構築に努める。

2 飼養豚で患畜又は疑似患畜が確認された場合の対応

(1) 連絡体制

飼養豚において、豚コレラの患畜又は疑似患畜が確認された場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）は、環境省自然環境局野生生物課並びに患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）及び発生農場から半径 10km 以内の区域をその区域に含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の野生生物担当部局等の関係部局、猟友会等の関係団体に連絡する。

(2) 周辺の野生いのしし群におけるウイルスの浸潤状況確認

- ① 都道府県の家畜衛生担当部局は、発生農場及び疫学情報から豚コレラの感染源となりうると考えられた地点を中心とした半径 10km 以内の区域及び県内の養豚場周辺を中心に、少なくとも 28 日間、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、原則として、抗原検査及び血清抗体検査を実施するための検体（原則、血清）を採材する。このため、都道府県の関係部局は連携し、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししが捕獲された場合には、都道府県の担当窓口に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。
- ② 都道府県は、採材した検体について、抗原検査及び血清抗体検査を実施する。

(3) 周辺の野生いのしし群におけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、当該区域において死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししは、焼却又は埋却等適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼する。

3 野生いのししから豚コレラウイルスが検出された場合又は豚コレラウイルスに対する抗体が検出された場合の対応

(1) 連絡体制

2の(1)による。

(2) 確認場所の消毒等

都道府県は、関係機関・団体の協力を得て、当該野生いのししを確保した地点の消毒、必要に応じた通行の制限又は遮断を行う。

(3) 周辺の野生いのしし群におけるウイルスの浸潤状況確認

2の(2)による。なお、対象区域は当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径 10km 以内の区域及び県内の養豚場周辺を中心とし、対象期間は(2)の消毒終了後少なくとも 28 日間とする。

(4) 周辺の野生いのしし群におけるウイルス拡散防止対策

2の(3)による。なお、対象区域は当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径 10km 以内の区域とし、対象期間は(2)の消毒終了後少なくとも 28 日間とする。

(5) 飼養豚での発生を早期に摘発するための対策

① 都道府県の家畜衛生担当部局は、当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径 10km 以内の区域の全ての豚(いのししを含む。以下同じ。)飼養農場に対する立入検査を行い、死亡豚やひね豚の増加等の異状の有無を確認する。また、必要に応じて病性鑑定を実施するための検体を採材し、抗原検査又は血清抗体検査を実施する。

② 都道府県の家畜衛生担当部局は、当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径 10km 以内の区域の全ての豚飼養農場に対し、(2)の消毒終了後少なくとも 28 日間、飼養豚の死亡状況等の報告を定期的に求める。また、同区域内のウイルスの浸潤状況、分離されたウイルスの性状等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるものの移動を制限する。

ア 生きた豚等

イ 採取された精液及び受精卵(病性判定日から遡って 21 日目、または陽性野生いのししの発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

ウ 豚等の死体

エ 豚等の排せつ物等

オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具(農場以外からの移動は除く)

③ 制限の対象外

②の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

ア と畜場に出荷する場合(と畜場に直接搬入する場合に限る)

(ア) 農場主は、原則 1 か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。
計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。

(イ) 管理獣医師又は農場主は、原則として、出荷前の 1 週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに

改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。

(ウ) 家畜保健衛生所は、(イ)の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。

(エ) (ウ)で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等豚コレラが否定できない場合があれば、農場に立入り・採材し、精密検査（血液検査、PCR 検査、エライザ検査）を実施すること。

(オ) (ウ)で異状がなければ、農場主に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。

(カ) また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

イ 他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合

(ア) 農場主は、原則 1 か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。

(イ) 原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は受け入れ県に確実に連絡すること。

(ウ) 原則として、移動豚全頭について PCR 検査及びエライザ検査で陰性が確認されていること。

(エ) 移動先の農場で、少なくとも 21 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

ウ 他農場へ精液及び受精卵を移動する場合

精液及び受精卵は、区分管理（汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理）で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用されていること。

(ア) 精液

原則として、採精後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、PCR 検査及びエライザ検査を実施し陰性を確認すること。また、検査結果がでるまでは、供給しないこと。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について PCR 検査を実施し、陰性を確認すること。

(イ) 受精卵

原則として、採卵後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、PCR 検査及びエライザ検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

エ 豚等の死体、排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場にお

いて、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設やその他必要な施設に豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

(ア) 移動する際の措置

- a 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。
- b 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- c 積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- d 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- e 複数の農場を経由しないこと。
- f 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- g 移動部を記録し、保管すること。

(イ) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

- a 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
- b 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
- c 死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入り口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
- d 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

(留意事項)

別記様式 1 ～ 別記様式 10 (別添参照)